

山梨県公報

第二千二百二十二号

平成二十四年

四月十九日

木曜日

目次

行政書士法に基づく指定試験機関の主たる事務所の所在地等の変更	二四一
保安林の指定の予定	二四一
道路の区域変更	二四二
手数料の収納事務の委託	二四二
訓令	二四二
山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令	二四二
公 告	二四二
遊漁規則の変更認可(三件)	二四二
開発行為に関する工事の完了について	二四三
教育委員会	二四三
随意契約の相手方の決定について	二四四
人事委員会	二四四
第七十九回(平成二十四年度)山梨県警察官A採用試験の第一次試験試験会場の決定について	二四四
公安委員会	二四四
落札者等の決定について	二四四
正 誤	二四四
平成二十四年四月五日付第二千二百十八号中	二四四
平成十九年三月二十九日付第七百四十八号中	二四四

告 示

山梨県告示第五百十号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条の四第一項の規定により、財団法人行政書士試験研究センターから主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとする旨の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり

り公示する。

平成二十四年四月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

1 変更しようとする事項

主たる事務所の所在地

変 更 前

変 更 後

東京都目黒区上目黒三丁目六番十八号

東京都千代田区一番町二十五番地

2 試験事務を取り扱う事務所の所在地

変 更 前

変 更 後

東京都目黒区上目黒三丁目六番十八号

東京都千代田区一番町二十五番地

2 変更しようとする年月日

平成二十四年四月二十三日

山梨県告示第五百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十四年四月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

1 保安林の所在場所

北都留郡小菅村字菅平五八四九、五八五〇

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年五月十日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十四年四月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市芦川町上芦川字間名板久保六八七番の一地先から 笛吹市芦川町新井原字猪原八一一番の一地 先まで	一〇・四 一九・八	八・八 一九・八	七九・〇	六八・四
	七九・〇	八・八 一九・八		

山梨県告示第五百二十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。
 平成二十四年四月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 委託の相手方
南アルプス市下高砂八百四十七番地 財団法人山梨県交通安全協会

- 二 委託に係る手数料
パーキング・チケット発給手数料
- 三 委託の期間
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

訓 令

山梨県訓令甲第八号

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成二十四年四月十九日
 山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令
 山梨県職員服務規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。
 第一条の次に次の一条を加える。
 (知事が定める基準の遵守)
 第一条の二 職員は、県民の福祉の向上を図り、及び公務に対する県民の信頼を確保するため、別に知事が定める基準を遵守しなければならない。
 2 前項の基準は、職員が職務を遂行し、及び勤務時間外における行動を行う際の基本的な考え及び行動規範について定めるものとする。
附 則
 この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県知事 横 内 正 明

公 告

● 遊漁規則の変更認可
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。
 平成二十四年四月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 漁業権者の名称及び住所

二 峡北漁業協同組合 葦崎市円野町下井三六 二
漁業権の免許番号
内共第一号

三 認可に係る変更内容

- 1 前売り遊漁料の納付場所、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン及びサークルケイサンクスを追加することとした。
- 2 前売り遊漁料の納付場所から、つりハウス泉、おとりや恵比寿、山本釣具店、秋山釣具店及び油井釣具店を削除することとした。
- 3 前売り遊漁料の納付場所の名称を、加賀爪おとり店から加賀に変更することとした。

四 変更後の遊漁規則の施行日
平成二十四年三月二十八日

● 遊漁規則の変更認可

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年四月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 漁業権者の名称及び住所

二 峡東漁業協同組合 山梨市正徳寺一九二〇

三 漁業権の免許番号
内共第三号

三 認可に係る変更内容

- 1 前売り遊漁料の納付場所に、セブンイレブン石和唐柏店、セブンイレブン笛吹一宮小売店を追加することとした。
- 2 前売り遊漁料の納付場所から、セブンイレブン甲府バイパス店、セブンイレブン春日居小売店を削除することとした。

四 変更後の遊漁規則の施行日

平成二十四年三月二十八日

● 遊漁規則の変更認可

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年四月十九日

一 漁業権者の名称及び住所
山梨県知事 横 内 正 明
丹波川漁業協同組合 北都留郡丹波山村八九〇

二 漁業権の免許番号
内共第六号

三 認可に係る変更内容

- 1 前売り遊漁料の納付場所に、やまびこ食堂、中屋商店、丹波山村観光案内所、クレイン農協丹波山支店、木下ファミリーキャンプ場、小林正三、ドライブインふるさと、ローソン、ファミリーマート、セブンイレブン及びサークルケイサンクスを追加することとした。
- 2 前売り遊漁料の納付場所から、青柳商店、コスモ、大沢屋、守屋商店、丹波山食堂、民宿水源荘、鳥崎商店、河村商店、寺道旅館、民宿白梅、民宿東荘、民宿保之瀬荘、民宿白樺荘、民宿朝日荘、芦澤商店、落合キャンプ場及び一ノ瀬高原キャンプ場を削除することとした。

3 前売り遊漁料の納付場所の名称を、共同石油丹波山給油所からエネオス河村商店に、民宿お祭り荘を雲取おまつり山荘に変更することとした。

4 1において追加された納付場所のうち、ローソン、ファミリーマート、セブンイレブン及びサークルケイサンクスにおいて交付する遊漁承認証の様式を追加することとした。

四 変更後の遊漁規則の施行日

平成二十四年三月二十八日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十四年四月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

富士吉田市上吉田字立石四九六一の一、四九六一の二、四九六一の四、四九六二の一、四九六三の二及び四九六五の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

富士吉田市上吉田四千九百六十一番地一 富士山の銘水株式会社 代表取締役社長 栗井 英朗

教育委員会

● 随意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年四月十九日

山梨県教育委員会教育長 瀧 田 武 彦

- 一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量
新山梨県立図書館情報システム関連機器(端末等) 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県教育庁新図書館建設室 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成二十四年三月二十三日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社西東京支店 東京都立川市曙町二丁目二十番五号
- 五 契約金額
三千九百二十七千三百四十五円
- 六 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第八号の規定による。

人事委員会

● 第七十九回(平成二十四年度)山梨県警察官A採用試験の第一次試験試験会場の決定について
第七十九回(平成二十四年度)山梨県警察官A採用試験の第一次試験試験会場を次のとおりとする。

平成二十四年四月十九日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

区分	試験日	試験会場
----	-----	------

第一次試験	平成二十四年五月十三日(日) (受付時間)午前八時四十分から午前九時まで (受付場所)五十周年記念館・クリスタルタワー ―南側	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目 四 五)
-------	--	-----------------------------

公安委員会

● 落札者等の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年四月十九日

山梨県警察本部長 唐 木 芳 博

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
自動車保管場所証明事務現地調査及び入力業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県警察本部交通部交通規制課 山梨県甲府市中央二丁目十番一号
- 三 落札者を決定した日
平成二十四年三月二十六日
- 四 落札者の氏名及び住所
社団法人山梨県警友会連合会 山梨県甲府市宝一丁目二十一番二十号
- 五 落札金額
一件当たり 千三百二円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十四年二月十三日

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十四年四月五日正誤欄中

二二七七 上 十一 土砂災害警戒危険区域等 土砂災害警戒区域等

二二七ページ上段終わりから十一行目から終わりから六行目までを削除する。

二二七七 上 終わりから五
二二七七 下 六
二二七七 下 十
二二七七 下 終わりから十二
等 土砂災害警戒危険区域等
土砂災害警戒区域等

平成十九年三月二十九日付山梨県告示第百三十四号（土砂災害警戒区域等の指定）
二三九ページ終わりから十行目から終わりから九行目

塩沢 4	地滑り
塩沢 5	地滑り

は「塩沢 4 地滑り」の誤り。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番